

## 松山家庭裁判所委員会議事概要（第29回）

### 1 日時

平成30年1月23日（火）午後1時30分

### 2 場所

松山家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

#### （1）委員

伊名波宏仁，梅本大介，大西康司，清水 進，砂田桂子，高桑リエ，高橋恵子，寺垣孝彦，松原英世，吉田慎吾（五十音順，敬称略）

#### （2）事務担当者

及川首席家庭裁判所調査官，上田首席書記官，都築事務局長，徳重事務局次長，高石会計課長，佐伯総務課長

### 4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

#### （1）松山家庭裁判所長挨拶

#### （2）新任委員の紹介

#### （3）テーマ「裁判所における防災対策について」

高石会計課長から災害時の行動計画等について，佐伯総務課長から初動対応訓練の実施について，それぞれ説明を行った。

■ 各委員の所属する職場や組織における防災対策についての実情，取組状況及び問題点等について，御紹介ください。

○ 先ほどの訓練に関する説明を聞いて，特に「非常時参集要員を対象とする非常参集訓練」「非常時優先業務の遂行に関する訓練」「庁舎の安全確認訓練」については非常に細かく，現実味を帯びており，学校でも参考にしたいと思いました。特に，庁舎の安全確認訓練については，校舎にとどまるか屋外に出るかという判断は校長の仕事であるところ，本校の運動場上空には高压電線が通っていることもあり，子どもの命や安全を確保しなければならな

いので、共感しました。

愛媛県内の中学校では、年間2回から3回の避難訓練を実施しております。所要時間は約20分から30分です。本校では学期に1回ずつ、年間3回の避難訓練を実施しています。1回目は火災を想定した避難訓練で、2回目は地震を想定したものです。地震を想定した訓練は、年度によって内容を変えています。今回は、出入口の引き戸を開け避難路を確保した上で机の下に隠れて1回目の揺れをやりすごし、その後、各教室の子どもの安否確認をしてから避難するという訓練を行いました。3回目は1月に、不審者対応の避難訓練を計画しております。

これ以外に、東日本大震災の風化防止を目的とした全国小中学校長会での取組の一環で、本校では、風化防止と防災意識を高めるための講演会を9月に実施し、NPO法人の方から子どもたちに、実際の東日本大震災の惨状と、普段の心構えで多くの事が防げる、という話をしてもらいました。また、県内の小中学校全てで行われている事ですが、他国からのミサイル発射に対応したJアラート時の避難方法について、生徒には直接指導し、保護者には配布物により、各学校の決め事をお伝えする取組を行っています。

- 当大学における防災対策の実情と取組状況についてですが、当大学では、全9条からなる災害対策規程において、災害の防止や災害が発生した場合に被害の拡大を防止し復旧を図るため、災害対策について必要な事項を定めています。また、防災対策マニュアルと業務継続計画（BCP）を作成しています。いずれも結構大部なものです。訓練については、消防訓練と防災訓練を年に1回ずつ実施し、裁判所と同様シェイクアウト愛媛にも参加しています。

その他、自衛消防業務防災管理者講習の受講により、毎年数名の資格取得者を養成しています。防災管理点検は年1回実施しています。また、平成29年度からの新たな取組として、東雲地区地域防災の会へ参加してい

ます。

- 昨年、熊本地震被災地企業との意見交換を行い、その時の経験談をいろいろ聴いて参りました。非常にいい話だったので、2点御紹介します。

まず、1点目は、熊本の場合、地震が絶対に来ないと思っていた地域が局地的に揺れたため、国、地方自治体、自衛隊が迅速に総合力を発揮して対応していただけたそうですが、広範囲に大規模な地震が来た場合には、恐らく優先順位が付いてしまい、そのような全面的な応援は、期待薄だろうとのことでした。そのような時のために、周辺施設との間で、日頃から様々な面で連携を深めておくことが必要ではないか、という話がありました。

2点目は、プランBというものを考えるべき、という話です。近時のIT社会では、サーバーがダウンすると大変なので、本当に大事なデータは紙にして、どこか別のところに保管しておくとか、大企業であれば各支店で共有するといったことが必要なのではないか、との話でした。それと、今日の話にも出た職員の安否確認については、雇用主としては大変なところ、結果的に一番効果的だったのが「LINE」だったそうです。経営者らは、社員の家の状況を聞いた上で、大丈夫なら出勤してほしい、というふうに、方向性をしっかり示し、また、心理面でもサポートすることが必要とのことでした。ライフラインに関しては、例えば水道の代わりに井戸水と非常用発電機を備えるとか、熊本はトイレが大変だったということで、水を使わないで済む簡易用トイレ等も必要なのではないかと思いました。

最後は個人的な感想ですが、一般的に官公庁は敷地に余裕があり、一般市民からすれば「あそこに行けば助けてもらえるのではないか。」と思い、避難者が来るケースもあるのではないかと思いました。

- 私ども放送局の責務としては、地震発生直後の災害情報提供やその後の放送継続に重きを置いています。地震に限らずその他の自然災害、Jアラ

ート、災害から派生する原発関連事故等、多方面の有事が想定されていますが、事業継続計画（BCP）が、いわば我が社の憲法です。まずは、社員の出勤基準や一斉安否メールについて定め、ハード面では、本社では4日間無給油で自家発電できるだけの蓄えを備え、予備の放送回線や通信手段についても万全を期しています。災害用の備蓄は、放送スタッフも含めて150人が24時間放送を3日間以上続けられるだけの食料や水を備蓄しています。また、政府の国土強靱化の流れを受け、災害時の情報源として最も信頼度の高いラジオについて、より災害に強いFMを、愛媛で90%程度のエリアをカバーしております。

放送を継続するための制度面は、出勤基準の区分け、連絡網、緊急時取材マニュアル等、細かく決めております。最も大事な放送のマニュアルには、地震発生時、状況によって番組の途中で災害報道を入れる方法が何パターンもあり、状況に応じて選択することになっています。東日本大震災の際には、私は番組編成の担当でしたが、キー局の生放送中に地震が発生して、そこから4日間、CMを一切入れずに延々と震災報道を続けるという、極めて異例の放送でした。放送というのは、先が見えない中でやっていかなければならないというのが、大変だったという記憶があります。

あとは、地震に関連して、原発事故の取材マニュアルも、社員の被ばく量に応じた取材の制限等、極めて厳密に定め、必ず年1回、系列を挙げて全国で訓練を行っています。

また、現行マニュアルの携帯版（名刺大で5頁程度）を、今製作しているところです。コンセプトとしては、夜飲みに行っても何かあったときに出勤し、放送機器に熟練したスタッフがいなかったとしても起動できる態勢を構築できれば、と考えています。

状況により単独では継続が難しい取材活動も、物資面も含め、外部と連携して相互共助することが大事だと考え、特に、四国内の同系列局とは、

有事の際に協力し合う協定を結んでおります。その他、燃料を重点的に配布してもらう業界との協定も締結しています。放送継続という社会的責務に鑑みて、考えられることは全てやっけていこうとしています。

課題としては、そのような責務がある一方で身の安全を守ることも大事ですので、社員やその家族の安全と、迅速な災害報道との両立をどう考えるかという点を、常に自問自答しながら進めているのが現状です。

- 愛媛弁護士会では、日弁連の災害時弁護士活動マニュアル等を参考として、平成26年9月に愛媛弁護士会災害対策マニュアルを作成しています。

マニュアルは、全4章44条で構成され、第1章は総則、第2章は大規模災害発生時の本会の災害対策組織、第3章は大規模災害発生時における災害対策活動、第4章は平時における活動が定められています。

第3章には、災害対策本部設置後速やかになすべき活動、本部設置後おむね10日以内を目途としてなすべき活動及び被災者法律相談等の法的支援について書かれています。

本部設置後速やかになすべき活動については、災害対策本部による安否確認は、電子メール、メーリングリスト、電話、NTT災害伝言ダイヤル171、その他適宜の方法によって、会員と職員の生死、けがの状況、自宅や事務所の被害状況、業務の可否、会務の可否及び支援の要否を確認することとなっています。電子メール等が復旧しない間は、会員は、災害伝言ダイヤルに安否や連絡先を入力します。一方で、本部からの連絡事項を会員や職員が確認する方法としては、災害伝言ダイヤル内の連絡事項を、会員等が定期的に確認することになっています。その他、刑事弁護センターと協議をするなど、緊急処理事項の速やかな実行に資する行動をとることとされています。

対外的な活動としては、日弁連に対して被害状況の報告や支援要請を行って連携態勢を図るほか、期間の伸長等に関して裁判所との間で協議を行

ったり，被疑者国選弁護に関する裁判所への報告や，勾留に関する検察庁への要請，法テラスとの協議等，各関係機関との連携を図ることになっていきます。

次に，本部設置後おおむね10日以内を目途になすべき活動としては，災害対策本部会議の適宜の開催，他の弁護士会からの派遣弁護士等の復興支援申出に対する対応等の処理が挙げられています。また，事前に被災者相談担当弁護士の名簿を作成しており，被災者の法律相談等の法的支援にも迅速に対応することになっており，自治体等の法律相談の事務や対応に関して法律相談センターとの間でも協議をします。その他，必要に応じて日弁連や四弁連その他の弁護士連合会や他の弁護士会へ支援の要請を行うほか，他の士業との連携も図ることになっています。

第4章の平時における活動としては，対内的には，メーリングリストや緊急連絡網の管理・更新に努めております。安否確認訓練の手段については，毎年年度初めにメーリングリスト，災害伝言ダイヤル，緊急連絡網の利用方法を会員に周知して，訓練を実施するように努めることとされています。また，弁護士会館内の設備の設置場所，災害時用各種設備の操作方法，避難誘導方法，会員向けの防災訓練等を，定期的に確認し，災害用の備蓄品に関しても，保管場所や保有数を明記して備え置くよう努めることとされています。その他，平常時においても，刑事弁護センターや法律相談センターと，大規模災害発生時の対応について協議をするほか，県内の裁判所，検察庁，地方自治体等と，少なくとも年1回，対応について協議をするように努めることとされています。

先ほどの裁判所からの説明を聞いて，訓練による検証が非常に大事だということを感じましたが，個々の弁護士は各事務所で執務している関係上，全弁護士及び職員での訓練による検証が困難な状況であることが，課題ではないかと感じました。

- 検察庁での取組も、松山家裁と似ています。防災態勢については、松山地方検察庁防災国民保護計画実施要領の定めに基づいて、災害時における被害の情報収集や職員の安否確認、各種伝達業務を行う業務担当者を指名し、当該担当者には衛星携帯電話通信訓練に積極的に参加させるなどして緊急時に備えているほか、地震の震度に応じた災害対策本部の構成員等非常参集要員の範囲を定め、職員及び来庁者の安全等に対応する態勢をとっています。また、業務継続に関しても、大規模地震発生による被災を想定した松山地方検察庁業務継続計画を定めています。

その他、災害時に迅速な対応ができるように、非常参集態勢や職員のとるべき行動を示した防災マニュアル、緊急連絡網、防災物品等の配置図、非常時の優先業務に関する取決め等をまとめた災害時等対応ファイルを、各執務室に備え付けています。

また、全職員に災害時初期対応ポケットマニュアルを配布しています。検察庁では、警備会社の安否確認サービスを利用しており、災害時には、同会社から職員に安否確認メールが届き、それに対応する形で安否確認メールをウェブ上で入力することになっています。それが使えなかった場合に備えて、緊急連絡網と災害用のブロードバンドを、さらにそれが使えなかった場合に備えて災害用の伝言ダイヤルを、といった手順が、このポケットマニュアルに書かれています。

防災訓練に関しては、毎年1回、当庁が入居している合同庁舎の全職員を参加させ、地震に起因する火災の発生を想定した消防避難訓練を実施しています。また、二、三か月に一度、警備会社の安否確認サービスを利用した安否確認訓練を行っているほか、高松高検管内合同の防災訓練や、衛星携帯電話の通信訓練に参加しています。

防災用品等については、ヘルメットとホイッスルを個人配布しているほか、非常食等を確保し、保管場所にはラベルを打つなどして周知を図って

います。

検察庁の特殊性としては、刑事事件の被疑者として身柄拘束された人が災害発生時点で庁内に居る可能性があることと、災害の規模によっては収容施設自体が何らかの被害を受けることも考えられますので、そのような場合の対応方法について、裁判所等関係機関との間で協議会を開催して対応を協議し、それに基づいて適切な形で身柄事件の処理が行えるように態勢を整えており、防災訓練にもその要素が盛り込まれています。

実際の有事の際に訓練どおり対応することは難しいと思うので、日頃の防災訓練では、緊張感を持って参加することが大事だと感じています。また、一般来庁者を含めた訓練の実施は難しいことから、現実には災害が起きた際に、一般来庁者の方が訓練では想定できない反応をするかもしれないということを、考えておかなければならないと思っています。

- ヘルメットを用意しているという話がありましたが、家庭ではなかなかヘルメットを用意するところまではいかないと思います。ヘルメットに代わるものとして、私は、自宅で簡単に作れる防災頭巾を備えており、本日持参しました。フェイスタオルを三、四枚重ねて、その間に新聞紙、ごみ袋、ポケットティッシュ、ウェットティッシュ、マスク等を入れ、大きく縫い合わせたものです。私どもの会では、このような頭巾を常時備えるよう話し合いを行い、催し物の際には、作り方や使い方を紹介しています。昨年の産業まつりで、関東から越して来た幼稚園児の母親から、松山市は危機感が薄く、園児に防災頭巾を持参させる取組も説明もない、との指摘を受けました。家裁の説明を聞いて、私どもの会でも、もう少し具体的な対処法を話し合わなければならぬと感じました。

- 裁判所からの説明と委員からの報告を踏まえて、裁判所に足りないところや取り組むべき事項について、何か御意見はありませんか。

- 安否情報の収集は、電子メールを利用する方法だと、人数が多い場合に手



間がかかるのではないのでしょうか。業者の安否確認サービスを利用する方法であれば、各自がチェックを付すだけで確認可能な安否一覧表が作成されるので、安否が確認できていない人がすぐに分かるというメリットがあります。また、非常参集訓練については、机上ではなく実際に自宅から歩いて参集してみなければ、具体的な問題に気付くことができないのではないかと感じました。

- 公的施設として何ができるか、との視点も大事にしていきたいと思えます。いざという時、国や県の施設がシンボリックな意味での拠点になるかもしれないので、裁判所内の防災という面も大事にしながら、地域に向けた有事の際の情報発信等の役割も意識して、防災対策をしていただければと思っています。
- 阪神淡路大震災の時に、知事が公用車を待っていたために登庁まで5時間かかった、という話を聞いたことがあります。一方で、市長は歩いてすぐ駆けつけたといえます。現状で可能なことが災害時に当然にできることを前提にせず、想定外の事態を踏まえながら計画を見直すことも必要です。そのためには、熊本地震の経験談のようなものを皆さんで共有するのもいいのではないかと思います。
- 裁判所では、業務が早く再開できるように、細かい手順がよく考えられていると思えます。私は学校に勤めていますが、学校は子どもの命を守ることが大事ですので、例えば、地震後の火災を想定した避難訓練をする際に、一学期は事前に通知して実施するのですが、二学期は非通知で実施するとか、あるいは、使用期限の迫っている消火器を実際に使って消火するような訓練を積み上げて、なるべく訓練が有効に生きてくるようにしています。
- 裁判所において災害時の行動計画を詳細に策定していることや、その計画に基づく各種訓練を実施していることがよく分かり、勉強になりました。ただ、非常時優先業務の遂行に関する訓練に関しては今後の実施予定であり、

調停期日の一斉延期シミュレーション等が候補に挙がっていましたが，弁護士会でも何か共同で訓練できればよいと感じました。

■ 有益な御意見をいただき，ありがとうございました。

(4) 裁判所利用者へのアンケート実施結果について

事務局長から，平成29年1月19日以降に回収した合計37通のアンケート結果に基づき，その概要等を説明した。

(5) 次回期日について

平成30年6月26日（火）午後1時30分

(6) 次回テーマについて

「補導委託制度について」